

住宅用省エネルギー設備 ほか	
各種設置補助金……………	2
資源回収にご協力を	
資源回収団体へ奨励金を交付します……	2
富里第一小学校で「環境学習出前講座」	
とみさとプラザ……………	3
市政ホットニュース	
新たな民生委員・児童委員が決定しました…	3
かみかみ歯っぴー ほか	
Healthy Life -増刊号- ……	3

発行●富里市 編集●富里市総務部秘書広報課 〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1 TEL●0476 (93) 1111 (代) FAX●0476 (93) 9954 発行日●8月15日(毎月2回発行)
●富里市ホームページアドレス <http://www.city.tomisato.lg.jp/> ●電子メールアドレス info@city.tomisato.lg.jp

8月15日は終戦記念日

平和の大切さを伝えていくために…

図 秘書広報課秘書広報班 電話 (93) 1112

戦後69年を迎え、戦争の記憶が風化されつつある今、平和に暮らしている今の生活がどんなに大切なものかを感じ、人の心に悲しみと苦しみを与えた戦争の悲惨さを多くの人に語り継がなくてはなりません。

市では、次代を担う子どもたちに平和の大切さを考えてもらうために、『平和を考える作文コンクール』を開催しています。第3回目となる昨年度は、市内中学校から23作品の応募があり、この中から市長賞を受賞した佐々木詩織さんの作品を掲載します。



▲第3回平和を考える作文コンクール表彰式

第3回平和を考える作文コンクール 市長賞受賞作品

命のバトンをつなぐ



佐々木 詩織さん
富里南中学校2年

お正月に祖母の実家に親戚が集まった時の事です。豪華なおせち料理をいただきながら、「今は幸せだね。」と言って祖母が話し出しました。

「私が詩織と同じ年の頃は、太平洋戦争の末期でこの千葉市も二度空襲を受け、焼夷弾を落とされ千葉市の半分が丸焼けになったの。それから一カ月半で終戦。戦争は

終わっても食糧難は続き、配給に頼る生活だった。女学校の頃、弁当の米が無くてさつまいもを新聞紙にくるんで持っていた。中にはご飯を食べている友達もいて、とても恥ずかしかった。

小学校の先生になった頃、脱脂粉乳の給食が始まって、私は心からありがたいて思った。栄養失調の子供達に救われた。人間は生きるために食べる。食べるために働く。世界中の人間がみんな食べ

るために生きている。互いを殺すために生きてるんじゃないのよね。」

祖母が戦争体験者だという事、祖母の父親は戦死している事は聞いていましたが、

より具体的な話を聞いたのは、今回が初めてでした。戦争に関する話はテレビやマンガを通しては知っていましたが、当時の食糧事情は私の想像を超えるものでした。今の時代は、食べたいと思えばすぐに手に入り、嫌いなものは食わずに済む。平気で食べ物を残し、何の自由もなく生活できている事、私はこの話を聞いて、今私たちが笑って過ごしている事がどんなに幸せなことかと、改めて思いました。

なぜなら同じ地球でも言葉や肌の色、考え方が違うことで差別し、紛争が起こり、奪ってしまいうこともあります。私はこのような事が無くなったでたくさんの人が亡くなった中、祖父母や父母からリレーされている命のバトンを次の世代へと引き継いでいけるように平和を願いつつ、精一杯生きていこうと思いました。

とみさとプラザ —その1—

協 定 住み慣れた地域で安心して暮らせるように 高齢者見守り協力事業者協定調印式



7月4日、市長室にて地域で活動している事業者と高齢者の見守り協定を締結しました。

事業者は日々の活動中に、高齢者の異変や生活上の支障に気がついたときに、市に連絡するなど協力をいただき、地域で生活する高齢者の見守り体制の充実を図ります。

協定事業所
成田新聞販売
朝日新聞 ASA 富里
朝日新聞 ASA 成田南部
読売センター新成田
松尾新聞販売
毎日新聞三里塚販売
生活協同組合コープみらい
千葉県ヤクルト販売㈱
㈱ジェネッツ千葉本店

<順不同>

より良い地域コミュニティのために こんなことに気づいたら連絡を！

- 地域や身近なところに、
- ひとりで暮らす高齢者の様子がいつもと違う
 - ・郵便受けが新聞でいっぱいになっている
 - もしかして認知症？虐待？
 - ・暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間屋外にいる

など、支援を必要としている人がいるかもしれません。

図・連絡先

高齢者福祉課高齢者支援センター
☎ (93) 4981



生活リズム向上 標語コンテスト作品募集！

市では、子どもたちの健やかな成長のため、生活リズム向上を図ることを目的として「早寝・早起き・朝ごはん」運動を実施しています。

この運動をより推進するため、生活リズム向上標語コンテストを開催します。

- 応募資格 市内在住、在勤、在学の人
- 応募方法 9月10日(水)までに、応募用紙に必要事項を記入して回収箱に投函(※)、郵送【10日必着】、FAXのいずれかの方法で提出。
- ※応募用紙と回収箱は中央公民館、市立図書館、中部ふれあいセンター、北部コミュニティセンターに備え付けてあります。
- その他 ○作品は一人3点まで応募可(未発表のものに限る)
○標語に関する著作権は市に帰属

図・申込先 生涯学習課社会教育班

☎ (93) 7641 FAX (91) 1020

〒286-0292 (住所不要)

正しい生活リズムを身に付けるために

- 1 朝、日の光を浴びましょう
- 2 朝ごはんを食べましょう
- 3 昼間にしっかり活動しましょう
- 4 家族みんなで早寝早起きしましょう
- 5 小さいときから正しい生活リズムを習慣付けましょう



住宅用省エネルギー設備、 小型合併処理浄化槽、 家庭用浄水器の各種設置補助金

補助金額や申請方法など、詳しくは市ホームページで確認するか問い合わせてください。なお、各種補助金の受付は、予算額に達した時点で終了します。
※申請は各種設備の設置工事前に行ってください。

環境課 4945



■対象者 市内に自ら居住する住宅に未使用品の住宅用省エネルギー設備を設置する人または未使用品の住宅用省エネルギー設備が設置された市内の住宅を購入する人

■対象設備

- 太陽光発電システム
- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- 定置用リチウムイオン蓄電システム
- エネルギー管理システム（HEMS）
- 電気自動車充電設備

※補助金の交付は対象設備ごとに、1住宅につき1回限りです。
環境課環境保全班



湖沼や河川の水質汚染は、小型合併処理浄化槽の設置で大きく改善されます。

■対象区域

- 下水道認可区域以外の区域
- 団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

■交付要件

- 自己居住用の住宅に設置

生ごみの 堆肥化を 応援します

市では、生ごみ堆肥化容器などの購入費の一部を助成します。生ごみを堆肥化することによって、肥料として花の植栽や家庭菜園などで活用でき、ごみの減量にもつながります。

■対象

- 市内に住所を有し、かつ、居住している（事業所などの法人を除く）
- 容器などを設置する場所がある
- 容器などを適正に維持管理できる

- 堆肥を自家処理できる
- 容器の種類・助成金額など
- 堆肥化容器・コンポスト
- 購入費の2分の1、1基当たり限度額 3千円
- 電気式生ごみ処理機
- 購入費の2分の1、1基当たり限度額 2万5千円

※助成金額は100円未満切り捨てで、1世帯に対する年度内の助成金の額は、2万5千円が限度です。

※電気式生ごみ処理機の申請は、交付を受けた日から5年を経過しなければ、再び申請することはできません。（故障して使えなくなったなどの理由は除く）

■持ち物

領収書、カタログ（コピー可）、印鑑、通帳

○その他 申請後に職員が設置状況の確認に訪問します。

環境課リサイクル推進班 4946

資源回収運動に協力を 資源回収団体には 回収量に応じて 奨励金を交付します

ごみをきちんと分別し、資源回収に出すことで、資源をリサイクルできるほか、ごみ処理経費の削減にもつながります。資源物の分別と資源回収運動にご理解とご協力をお願いします。

また、市では資源回収団体（区、自治会、子ども会、PTAなど）に対し、回収量に応じて奨励金を交付しています。新規団体の登録も随時受け付けていますので、詳しくは問い合わせてください。

■資源回収運動とは

資源回収運動とは、皆さんが一定の日時や場所を決めて、リサイクルできる資源物を持ち寄り、直接業者に回収してもらう運動です。

■資源物

- 新聞
- 雑誌
- 段ボール
- 飲料用紙パック
- パッケージペーパー（お菓子箱、紙袋など）
- 衣類
- シーツ
- 毛布
- 飲料用アルミ缶
- ビール瓶
- 一升瓶（緑、茶色酒瓶）

■利用方法

資源回収運動を利用するときは、市環境課で最寄りの資源回収団体を紹介します。

環境課リサイクル推進班 4946

パートタイム労働法・ 男女雇用機会均等法施行規則などの 改正について

パートタイム労働法と男女雇用機会均等法施行規則などの主な改正内容を次のとおりお知らせします。

千葉労働局雇用均等室 2307043（221）

パートタイム労働法

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働けるよう、改正法が平成27年4月1日に施行されます。

- ①正社員との差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

これまでの禁止の対象でなかった有期労働契約のパートタイム労働者も、次の要件に該当すれば、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

- 職務の内容が正社員と同一
- 人材活用の仕組みが正社員と同一
- ②短時間労働者の待遇の原則の新設

正社員との待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組みなどの事情を考慮し、不合理であつてはなりません。

- ③パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設
- パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容を説明しなければなりません。
- ④パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

男女雇用機会均等法施行規則など

雇用の分野における男女格差の縮小、女性の活躍促進を一層推進するため、7月1日に改正されました。

- ①「間接差別」対象範囲を総合職からすべての労働者へ拡大

労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をするときに、合理的な理由をなしに、転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されます。

- ②性差別指針に事例を追加
- 結婚していることを理由に、職種の変更や定年の定めを男女で異なる取扱いをしている事例を新たに追加しました。
- ③セクハラ指針をよりわかりやすく明示

職場におけるセクシャルハラスメントの予防・事後対応の徹底などの指針をよりわかりやすくしました。

- ④コース等別雇用管理指針の制定
- コース等ごとに雇用管理を行うときに事業主が注意すべき事項をわかりやすく整理し、新たに指針を制定しました。
- コース等ごとに異なる配置・昇進・教育訓練などを行っている事業主の皆さんは、十分ご注意ください。

パブリックコメントを募集 富里市新型インフルエンザ等 対策行動計画（素案）

平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」、同法に基づく「政府行動計画」及び「千葉県行動計画」を踏まえ、「富里市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定に取り組んでいます。今回、この計画の素案を作成したので、市民の皆さんに公表し、意見を募集します。

- 閲覧・意見募集期間 8月15日（金）～9月4日（木）（土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分）
- 閲覧方法
- 健康推進課窓口
- 日吉台出張所窓口
- 市ホームページ

- 提出方法
- 住所・氏名を記入し、次のいずれかの方法で提出
- 郵送（4日消印有効）
- FAXまたは電子メール

※意見書の様式は問いません

■その他 市は、提出された意見を考慮し、最終的な意思決定を行います。また、提出された意見と、これに対する市の考え方を公表します。なお、提出された意見を考慮し案を修正したときも、内容と理由を公表します。

■提出先

健康推進課予防班 4121
FAX（93）2422
電子メールアドレス kenkou@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292（住所不要）

Healthy Life

—増刊号—

問 健康推進課 ☎ (93) 4121

かみかみ歯ッピー教室

10・11 か月児を対象にした歯磨き教室を開催します。

当日は、離乳食などの相談も受け付けています。



日時…9月12日（金）

①午前9時20分～

②午前10時10分～

③午前11時～

場所…保健センター

対象…平成25年10・11月生まれの幼児と保護者（対象者に通知します）

持ち物…母子健康手帳

費用…無料

定員…各時間10組程度

問・申込先

健康推進課保健指導班

在宅訪問歯科診療制度を利用しませんか？

市では、保健サービスの一環として、訪問による歯科診療や歯科保健指導などを行い、口腔衛生の改善と健康保持増進を図っています。

対象…市内在住の原則として65歳以上の人で、寝たきりまたはこれに準ずる状態のため、通院による診療が困難で在宅の受診が可能な人

問 健康推進課保健指導班

子どもぜん息・アレルギー相談

日時…8月28日（木）

午後1時15分～4時

場所…印旛保健所<佐倉市錦木仲田町>

対象…ぜん息、食物アレルギー、アトピー性疾患などで治療中の子どもを持つ保護者

内容…小児科アレルギー専門医による個別相談

定員…先着6人

申込み…8月25日（月）までに電話で予約

問・申込先

印旛保健所地域保健課

☎ 043（483）1134

とみさとプラザ —その2—

6月25日、富里第一小学校で4年生の児童を対象に、環境学習出前講座が実施されました。この講座は、市と市環境美化推進協議会による環境学習の一環で、子どもたちに環境問題について考えてもらうきっかけづくりを目的に開催しています。子どもたちはマイバッグ作りやごみの分別・資源化についての学習を通じて、リサイクルの大切さを学びました。



▲自分だけのオリジナルマイバックで大満足！

環境
富里第一小学校で「環境学習出前講座」
リサイクルの大切さを学ぶ

Hot News 新たな民生委員・児童委員が決定しました

民生委員・児童委員が選定中だった2地区で、新たな委員が決定し、8月1日付けで厚生労働大臣から委嘱されました。

任期は、平成26年8月1日から平成28年11月30日までです。

担当地区	氏名	電話番号
太陽の丘、十倉台、十倉374通、十倉十光台	大石 松次	(91) 3499
葉山	嶋本 幸徳	(93) 9773

<敬称略>

■民生委員・児童委員とは…

社会奉仕の精神を持って、周辺地域に住んでいる皆さんの心配ごとなどを解決するため、地域における相談や支援をするボランティアです。

問 社会福祉課厚生班 ☎ (93) 4192

～地域健康づくりのサポート役～ 富里市地区保健推進員です！

地区保健推進員活動記⑥『洗心小・浩養小学校区』編



■洗心小・浩養小学校区保健推進員

前列左から）
佐々木佳代・西垣保子

後列左から）
平山江美子・芹川照代
【塩野谷邦恵】

<敬称略>

洗心小・浩養小学校区では、各地区の老人会で健康講座を開催していく予定です。

その他にも、色々考えて開催していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

Toshokan Net 一増刊号— 問・申込先 市立図書館

としょかんネット ☎ (90) 4646

知っていると便利な「インターネットサービスの貸出延長」

市立図書館ホームページから、現在借りている図書の貸出延長を行うことができます。貸出延長の手続きは、借りている図書1冊に対して、1回行うことができます。

利用には、図書館の利用券カード番号とパスワードが必要です。パスワードは、図書館ホームページから登録できます。

■対象 利用券カードをお持ちの市内在住、在勤、在学の人
※貸出期限の過ぎた資料や予約の入っている資料、他館から借り受けた資料、視聴覚資料は延長できません。

消費生活
相談コラム
121

はい、こちら
消費生活センターです！

●『個人の情報を教えないと年金を停止する』と脅された！の巻

公的機関の調査をかりたり、年金を停止するなどと脅して個人の情報を聞き出そうとするケースがあります。

◆事例◆

突然知らない女性から電話があり、「国の調査なので答えなければ年金が減額される」と言われ、生年月日・家族構成・年金受給額などを聞かれた。

不快に思い何も答えず電話を切ったところ、すぐに「市役所の生活課で年金を担当している」という男性から、「調査に協力しないと年金が停止されるがよいのか」と電話があった。

電話を切ってもすぐに電話がかかる、という繰り返りで、とてもしつこかった。不審であり気味が悪い。

◆アドバイス・注意点◆

○公的機関が個人宅に電話して、いきなり生年月日や家族構成などを尋ねたり、年金の支給停止を告げるなどということはありません。

○相手のペースに乗らないことが大切です。

○電話がしつこく続くときは、最寄りの警察や消費生活センターへ相談してください。

消費生活センターでは、商品・サービスや契約など消費生活全般に関する苦情や問い合わせに専門の相談員が応じます。相談は無料で秘密は厳守されます。

■日時 月々金曜日

（祝日、年末年始を除く）

■場所 市役所分庁舎2階
午前10時～正午／午後1時～4時

また、地域や団体などの希望に応じて、専門相談員を無料で派遣し、トラブルを未然防止するための講座などを開催しています。

ぜひ、活用してください。

問・相談先

消費生活センター ☎ (93) 5348

とみリンです。
電話待ってるリン♪



人と人をつなぐ ふれあい広場

情報ネット

くらし

有害鳥獣の捕獲を実施

市では、農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を行います。獣類は箱わなで、鳥類は銃器で捕獲を予定しています。

日程など詳しくは、市ホームページと対象地域への回覧でお知らせします。
実施予定期間…8月1日(金)～10月31日(金)まで

●産業経済課土地改良班
☎(93) 4944

道路上に張り出している樹木の伐採について

樹木や枝が道路に張り出し、通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。次のような状態が見受けられる土地(樹木)の所有者は、樹木の伐採または枝払いなど、適正な管理をお願いします。

- 車道や歩道に樹木や枝が張り出している
- 枯れ木や倒木による通行障害がある
- 竹木の繁茂による通行障害がある

これらが原因で通行中の車両が損傷する事故などが発生した場合には、土地(樹木)の所有者が賠償責任を問われる場合があります。

問い合わせ先

- 国道・県道に関すること
成田土木事務所管理用地課
☎(26) 4832
- 市道に関すること
建設課管理班 ☎(93) 5747

福祉

手話通訳者を配置しています

市では、社会福祉課に手話通訳者を配置しています。市役所内の手続きや相談時にご利用ください。

●社会福祉課厚生班 ☎(93) 4192

手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣します

日常生活で手話通訳が必要なときや、手話がわからない難聴者・中途失聴者のために、手話通訳と要約筆記奉仕員の派遣をしています。いずれも費用は無料です。

●社会福祉課厚生班
☎(93) 4192
FAX (93) 2215

保険・年金・税

国民健康保険の所得申告を忘れずに



所得税や市・県民税の申告が不要な人でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得などの申告が必要です。

そのため、市では課税の公平性の確保と平等な保険給付を図るため、申告が済んでいない人や給与支払報告書を提出していない人を対象に、「国民健康保険税申告書」を送付しています。

この申告書は、高額療養費の支給などの判定基準になります。

また、未申告の場合、軽減措置などを受けられないことがあります。

申告書を受け取ったら、10日以内に必ず提出してください。

●国保年金課国保税班
☎(93) 4084

国民年金第3号被保険者の届出

サラリーマンの妻など、厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されている20歳～59歳の人は、国民年金の第3号被保険者になります。

第3号被保険者の保険料は、年金制度全体で負担するので個人が納める必要はありませんが、届出は必要になります。

この届出は、健康保険の扶養の届出と一緒に配偶者の勤務先へ届け出てもらい、勤務先を経由して年金事務所に提出されます。

次のように第3号被保険者に該当するようになったときは、忘れずに会社などに届出をしてください。

- 第3号被保険者に該当するとき
- 結婚して扶養に入ったとき
- 既婚で扶養に入っている人が20歳になったとき
- 自分の収入が減り、配偶者の扶養に入ったとき
- 配偶者が厚生年金(会社員)や共済組合(公務員)に加入して扶養に入ったとき

●幕張年金事務所
☎043(212)8621

年金相談

日時…8月21日(木)
午前10時～正午／
午後1時～3時

場所…北部コミュニティセンター
●国保年金課高齢者医療年金班
☎(93) 4085

あなたの預金を守る預金保険制度

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者などの保護や資金決済の履行の確保を図り、信用秩序を維持する制度です。

定期預金や利息付きの普通預金などは、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息などが保護されます。

決済用預金は金額保護されます。決済用預金とは、当座預金や利息のつかない普通預金など、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。該当するかについては、各金融機関で確認してください。

●関東財務局千葉財務事務所理財課
☎043(251)7214

子育て

提出しましたか？児童扶養手当の「現況届」

児童扶養手当は、ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として支給する手当です。

現在、手当の認定を受けている人には、8月初旬に関係書類を郵送しました。8月1日現在の状況を「現況届」に記入し、8月中に必要な書類を添えて提出してください。

※手続きがないときは、8月分以降の手当が受けられなくなります。

●申請先
子育て支援課児童家庭班
☎(93) 4497

ひとり親家庭の医療費の一部を助成します

18歳までの児童がいる母子・父子家庭世帯の人が、保険医療機関の診療や調剤を受けたとき、その自己負担額を一部助成しています。

なお、受給資格の更新が必要になりますので、8月中に手続きをしてください。

ただし、所得が一定以上あるときや生活保護世帯は対象になりません。
持ち物…○印鑑 ○健康保険証
○預金通帳(カード)

●申請先
子育て支援課児童家庭班
☎(93) 4497

公民館

公民館の使用申請

■9月2日(火)から受付

公民館棟の12月使用分、講堂棟の平成27年3月使用分の使用申請書の受付が始まります。

2日(火)の午前8時30分までに複数の人が申請に来たときは、申請の受付順を決める抽選を行います。

なお、受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。

●中央公民館 ☎(92) 1211

環境

空き地の管理は適正に

空き地の雑草を放置しておくと、ごみの不法投棄や害虫などの発生原因となります。所有者は日ごろから土地の適正管理を心掛けてください。



●環境課環境衛生班
☎(93) 4945

耕作放棄地の再生利用を支援します

耕作放棄地は病害虫の発生源や有害獣のすみかになるなど、環境に悪影響を与えます。

国や県では、耕作放棄地を再生利用する人を対象に、草刈りや用排水路整備などの経費の一部助成や、地域や集落の話し合いによる再生農地の担い手や活用方法を検討する支援をしています。

また、地域の再生を支援するボランティア「耕作放棄地解消応援団」を募集中です。地域で取り組む再生作業に支援が必要なときは、相談してください。

●県農地・農村振興課
☎043(223)2862

仲間募集

フォークダンス“べるの会”

初めての人も、ぜひ見学に来てください。

日時…第1・2・3水曜日

午前10時～正午

場所…北部コミュニティセンター2階

費用…入会金 500円

月会費 2,500円

●久保谷 ☎(26) 0780